

## ②—豊かな市民生活の実現

# 3. 街づくりでの役割分担



建築協定で街並みもスッキリ（緑区の美しが丘地区）

### ● かけがえのない都市空間

都市空間は市民の活動の場であると同時に生活と憩いの場であり、かけがえのない空間である。それは行政はもちろんであるが市民の諸活動の結果として生まれるものである。

都市づくりの目標を設定し、計画・整備していくのは第一義的には行政である。道路・公園・下水道といった基幹的施設の整備は大部分行政が行うが、実際の土地利用や建築行為の大部分は民間にゆだねられており、行政は法律などに基づきそれを規制・誘導するという分担関係にある。しかし、これら法による規制・誘導は街づくりの最低限のルールを定めているだけであり、これだけでは快適で表情豊かな街はつくり出せない。市民のための、また、私たちの子孫に残す都市空間は安全・快適で個性あふれる魅力的な空間でなければならぬ。それは行政の努力もさることながら、市民・民間企業の理解・協力と参加なくしてはつくり得ないものである。

### ● 市民と市が一体になって

横浜は、住宅・工業・港湾機能をもった国際都市である。市民にとって安全で快適な生活の場をつくるとともに、都市の諸機能の質を高め、いきいきとした個性あふれる街をつくるために、これまで横浜市は市民の協力を得てさまざまな試みを行ってきた。

た。

住宅地の環境づくりには、横浜市は、建築協定制度を積極的に導入し、古い歴史と全国一の実績をもっている。大部分が新開発地に限られているとはいえ、行政のみならず土地の所有者や居住者、ディベロッパーの良い街をつくっていくこうとする意欲のあらわれにほかならず、地域ぐるみの環境づくりの貴重な成果である。今後ともこの経験を広く街づくりに生かしていく必要があろう。

工場地帯については、最近共同住宅建築で工場の操業環境が制限されることから、周辺工場主による共同住宅建築禁止などの要望が市に出され社会問題化した。移転する工場主の周辺工場への配慮や工場主相互の話し合いの拡大を基礎に、地域全体で問題解決に取り組む必要がある。市は五六年「工業地域及び準工業地域共同住宅建築指導基準」をつくり、話し合いのルールをつくってきた。また、戸塚区の上矢部では共同住宅などの建築禁止をうたった建築協定も工場主の発意によって生まれ、問題発生を契機に市民の意識が高まり、環境づくりの条件整備が進んだ。

### ●個性と魅力あふれる街に

散歩するのが楽しい街、歩いている人を包み込み何かを感じさせる街は、道路や広場と建物の調和がとれ、植栽や建物の外壁の肌合いや色合いで独特のふん囲気をも出し出している街である。山下公園前や馬車道、伊勢佐木町は行政と民間が一体となり、つくり上げてきた街といえよう。地元の負担や苦勞も決して少なくなかったが、結果としてできた街は市民の素晴らしい共同作品である。市民はもとより、広く市外の人々からも愛されるいきいきとした魅力あふれる横浜らしい街となっている。

このような個性的で魅力あふれる街は、都心部だけでなく市内いたるところでつくることができらるだろう。市内各地には都心部にはない変化に富んだ丘陵や河川、海、昔から親しまれてきた古い道や歴史的資産がねむっている。また、ニュータウン建設や再開発、それに文化施設の建設で新しい魅力も生まれつつある。このような魅力を生かし、地元の協力を得ながら街づくりを進めれば他にない素晴らしい空間が生まれ

るに違いない。

街にあふれる活気や華やかさは街の魅力の大きな要素であり、民間活動の集積に負うところが大きい。こうした民間エネルギーを誘導するために、行政側としては公共空間を魅力あるものにしていくと同時に民間が伸び伸びと活動しうる条件を整えていく必要がある。そのため行政側として、良好な都市環境をつくりつつ、土地の高度利用と計画的な開発が進むような諸制度の整備に今後とも努めなければならぬであろう。



民間と行政が一体となってつくりあげた馬車道